障害者福祉システム等標準化検討会 ベンダ分科会(第1回) 令和4年11月2日 【資料6】

障害者福祉システム等標準化検討会 第1回ベンダ分科会

独自事業(上乗せ)について

令和4年11月2日 事務局提出資料 ○ 上乗せ対応に関して、1件のご質問が来ている。回答案を作成しているが、帳票レイアウトのカスタマイズ不可を踏まえて、回答案の内容について確認したい。

ま	まえて、回答案の内容について確認したい。						
No	ご意見の内容	ご意見の詳細	ご回答案				
1	資料2_第3回WTの検討概要・2.1版案の対応概要 4. 上乗せ対応の事例①(障害福祉サービス等(受給者管理)) 『利用者負担額の計算にあたっては、あらかじめ設定した独自要件(支給量)も踏まえて計算できること。』とは、例えば、独自負担上限月額を「区分1コード」又は「金額1」に設定(入力)し、決定通知書や受給者証等の「負担上限月額」欄には、国が定める負担上限月額から「区分1コード」又は「金額1」の値を差し引いた月額を印字するという認識でよろしいでしょうか。 それとも、「負担上限月額」欄には独自要件を反映しない本来の月額を印字し、「自由記載」欄に独自要件を反映後の月額を印字するということでしょうか。 事業者目線ですと、受給者証の「負担上限月額」欄を確認するため、後者の仕様とした場合は「自由記載」欄の確認漏れが請求処理のリスクになると想定されます。 また、15~17ページの3つの事例ではそれぞれ仕様が異なるようですが、統一すべきではないでしょうか。	各ページの事例では、最終的な「金額」がどの欄に印字されるのかがそれ異なり、が書業者のようました。	15~18ページの「意見」に記載している内容は、全国意見照会での意見を「そのまま」記載しておりますので、"計算"の具体的な内容は不明(計算方法は自治体により様々)となります。従いまして、青字箇所については機能要件には定めておらず、上乗せ対応に件う機能要件は追加しておりません。実装においては、2.0版の機能(独自施策項目に入力、編集や自由記載の可能な帳票箇所に印字)の範囲においての対応となります。 ご懸念の最終的な金額をどこに印字するかにつきましては、自治体ごとにパラメタをどう設定するかになりますため、導入時の対応になります。自治体システム標準化により、上乗せ事業を行っている自治体に限らず、現行システムと比べて帳票レイアウトは変更となりますので、受給者や事業者に対しては現行から標準への変更について周知が必要になると考えられます。 15~17ページはそれぞれ仕様が異なるとのご指摘ですが、対応内容は統一しており、相違は自治体からの意見の内容となります。				
2	2.対象 (2)対象分野 図 1-2 障害者福祉業務における標準化範囲のイメージ 国事業への上乗せ助成事業(例)として「高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算」と記載しているが、どのような機能を想定しているか。	標準仕様書に規定しないとあり、独自施策項目での管理までか、高額合算まで機能を提供してよいのか判断ができないため。	「高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算」の事例が適切ではないと考えられるため、本編の図 1-2 に記載の例は見直しいたします。なお、※書きに記載のとおり、「独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なもの」に限ります。				

4. 独自事業(上乗せ)を標準化の対象とするための変更案

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム (第3回) 令和4年10月14日【資料2】

○ 2.0版の規定に対して、次のとおり変更することで標準化の対象とできないか。 本編 > 第1章 本仕様書について > 2. 対象 > (2)対象分野

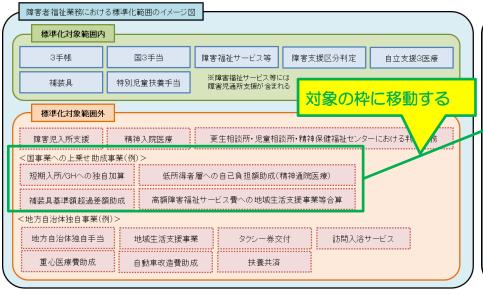
現時点で、標準化対象事務政省令に市町村が 行う事務について追加する調整を行っている

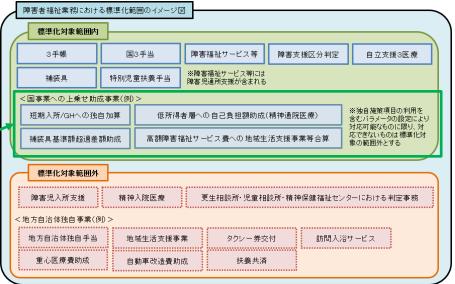
本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号)第13号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第12条に定めるとおりとする(※)。ただし、市町村が行う障害者の福祉の増進若しくは保健の向上に関する事務は、独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務(※)について標準化対象事務とする。このイメージは図1-2のとおりである。

(<u>※</u>)現状では図1-2と整合がとれていないが、今後調整予定である。 (<u>※</u>)

対象か対象外であるかをよりイメージし易くするために、 補足を追加している

独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務(例えば、利用者負担額の全額を負担した後、申請により半額を償還払い助成する等のいわゆる横出し事務)ではなく、現物給付による事務のうち、受給者証や支給券等に上乗せの内容を合わせて印字する必要がある事務(例えば、半額となった負担上限月額を受給者証に印字し、半額までの支払いで可とする等のいわゆる上乗せ事務)について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。





4. 上乗せ対応の事例①(障害福祉サービス等(受給者管理))

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム(第3回) 令和4年10月14日【資料2】

意見

○ <u>利用者負担額の計算</u>にあたっては、あらかじめ設定した<u>独自要件(支給量)も踏まえて計算</u>できること。

○機能ID:6.1.18.について、市町村民税の状況や合計所得金額の状況が管理項目として挙げられている。それに基づき利用者の月額上限負担額を決定する仕様になるかと思うが、その際に国で定めている負担上限額区分0円、4,600円、37,200円の他、市町村独自の負担上限額区分を設定し、計算できるような仕様にすること。

〇管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、

一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 独自負担上限月額を、区分1コード又は金額1 に設定する

機能ID		
(IH)	機能要件	障害者福祉シ
	障害福祉サービス等(受給者管理)独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード〜区分6コード 日付1〜日付5 金額〜金額5 備考1〜備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	⊅ ∓Δ

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

〇帳票出力方法

帳票レイアウト(決定通知書や受給者証等)の<u>固定文言・編集・自由記</u>載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例)自由記載1:「〇〇市障害福祉サービス費補助

独自負担上限月額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18. を参照のこと

•決定通知書

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

「中護司 に中鎮のありました(介護給付費 影練等給付費 特定障害者等別給付費 地域相談交渉 (1費)の交 選 用 期 同

自由配献1 この権間に印字可

以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の別帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加すること
- ・標準の専用項目に合わせて印字すること 例)負担上限月額枠に独自月額を印字 など

 ・受給者証

 (大)

 利用者負担に関する事項

 負担上限月額

 適用期間
 年月日から年月日まで食事提供体制加算対象者適用期間

 産事提供体制加算対象者適用期間
 年月日まで利用者負担上限額管理対象者該当の有無利用者負担上限額管理事業所名

この欄に印字可

対 応

4. 上乗せ対応の事例②(障害福祉サービス等(給付管理))

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム(第3回) 令和4年10月14日【資料2】

慧 見 ○ 機能ID:7.3.13. (<u>高額支給額計算(新高額)</u>) <u>介護保険で行っている市独自の減免事業等の数値も反映</u>できるよう、管理項目 については各自治体の任意で設定出来る必要あり。

〇管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、 一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 独自介護減免額を、金額1に設定する ※これを踏まえて、支給金額を入力</u>する

機能ID (旧)	機能要件	障害者福祉 シ ステム
7.3.7.	既存高額、新高額申請管理情報独自施策利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分1コード~区分5コード 日付1~日付5 金額1~金額5 備考1~備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EU 保轄で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	0

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック
- ・介護保険システムとの連携項目の追加 など

〇帳票出力方法

帳票レイアウト(申請書や決定通知書等)の<u>固定文言・編集・自由記載</u>の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例) 自由記載1:「〇〇市高額障害福祉サービス費補助 独自介護保険減免額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID: 1.6.17. 、1.6.18. を参照のこと

•支給申請書 決定通知書 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書 市町村長名 様 おり関係書類を添えて障害者の日常生法及び社会生活 関**度大き**り **東**者氏名 サービス利用月 65歳に達する 申請年月日 申請に係る の障害福祉相当 までの介護保険法に サービス 障害福祉相当介護保険 介護保険サービ よる保険給付の 利用月 ス支払額 (注) 固定文言 2 独自介護減免後の支給金額を 住 所 管理することで、決定通知書の 支給金額に反映可能 この欄に印字可

以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

- ・独自の帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加すること など

対 応

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム (第3回) 令和4年10月14日【資料2】

- 〇 機能ID:11.1.12. 市独自の制度で、<u>利用者負担額10%のうち更に50%上乗せの補助</u>を行っている(公費95%利用者負担5%となる)ため、市独自の公費負担割合をもとに自動計算・印字されるように変更してほしい。
- 本市独自での<u>利用者負担額の軽減措置</u>を実施しているため、こちらも機能追加できるようにしてほしい。
- 〇 機能ID 11.1.12.~14.「決定金額、所得区分をもとに、利用者負担額、公費負担額を計算できること。」等に関連して、<u>利用者負担額のうち自治体独自の助成制度がある場合の、自治体ごとの設定に基づいた助成額が計算できる</u>こと。
- 〇「法定内自己負担額」の項目とは別に<mark>「助成後自己負担額」という項目を追加</mark>し、「助成後自己負担額」が、「補装具費支給決定 通知書」及び「補装具費支給券」に印字されるようにお願いしたい。本市においては、<u>障害児の保護者について</u>、自己負担額が 1割の場合、<u>1割の半額を市独自で助成</u>するという制度を実施しており、当該制度に対応するように、「助成後自己負担額」の項目に1割の半額の金額を入力する必要があるため。

〇管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、

一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 補助後利用者負担額を、金額1に設定する

機能ID (旧)	機能要件	実装区分
11.1.17.	補装具独自施業利用項目として以下を実装すること。 【管理項目】 区分コード〜区分5コード 日付1〜日付5 金額・金額・備考1〜備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	•

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

〇帳票出力方法

帳票レイアウト(決定通知書や支給券等)の<u>固定文言・編集・自由記載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能</u>となる。

例)自由記載1:「〇〇市補装具費補助 補助後利用者負担額: △△, △△△円」

※ 文言マスタの設定は、機能ID: 1.6.17. 、1.6.18. を参照のこと





以下は、ノンカスタマイズで対応するのは困難であるため標準仕様書に規定しない。

・独自の帳票を出力すること、独自の印字枠を追加すること など

対応

見

4. 上乗せ対応の事例④(精神通院医療)

障害者福祉システム等標準化検討会 合同ワーキングチーム(第3回) 令和4年10月14日【資料2】

意見

対

胍

〇本市では、本市独自事業である「〇〇市精神障害者通院医療費補助」及び本県の補助を受けた「〇〇市重度精神障害者通院医療費補助」により自立支援医療(精神通院医療)の自己負担上限額までの自己負担額相当を助成している。

自立支援医療受給者証に対して、例えば、以下のレイアウトカスタマイズがあり得ることを前提とした設計としていただきたい。

- (1)「公費負担者番号」と「自立支援医療費受給者番号」の行の間に1行挿入し、本市独自の公費負担者番号の記載欄を設ける。
- ②「自立支援医療費受給者番号」と「受診者、フリガナ、生年月日」の行の間に、もう1行挿入し、本市独自補助の受給有無の記載欄を設ける。
- 〇 機能ID:10.1.7. について、所得区分の判定・管理において、都道府県単独助成及び本市単独助成の資格情報についても判定・管理可能な仕様として実装オプションに加えていただきたい。現行、本県が単独助成を実施しており、その有効期間について本人及び医療機関等からの問い合わせが多くあるため、システム上で一体的な管理を行わなければ窓口業務に支障が出る。また、本県から事務処理特例交付金を受けており、単独助成部分についての事務処理件数も報告を行う必要があり、システム上で一体的な資格管理を行わなければ、正確な件数把握にも支障が出る。さらに上記の都道府県単独助成に加えて、本市からも同様の助成制度があり、内容は都道府県助成のいわゆる"〇〇市版"のようなものの、所得区分の判定・管理などがある。
- 機能ID:10.1.2. 所得区分が非課税の申請者に対して、本県では県単独医療費助成、市では国保受給者証による助成を行っている。<u>それぞれ資格情報を管理する必要があるため、申請年月日及び資格期間</u>の入力・参照機能を追加していただきたい。

〇管理方法

独自施策利用項目を利用することで、入力、照会、 一覧確認、帳票印字、EUCが可能となる。

例) 申請日を日付1に設定、有効期間を日付2・日 付3に設定、受給有無を区分1コードに設定する

機能10 (旧) 検能要件 実装区分 (10.1.10. 精神通院医療独自施策利用項目として以下を実装すること。 (管理項目) 区分1コード~区分5コード 日付1~日付5 全額1~全額5 (備考5 (備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること					
【管理項目】 区分1コード~区分5コード 日付1~日付5 全額1~全額5 備考~備考5 ※1 利用有無を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること		機能要件	実装区分		
※4 EUし機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	10.1.10.	【管理項目】 区分1コード〜区分5コード 日付1〜日付5 全額 〜金額 備著 〜備考5 ※1 利用有票を設定できること ※2 項目名称を設定できること ※3 未入力時のエラー又はアラートを設定できること ※4 EUC機能で扱えること ※5 帳票詳細要件に記載の印字項目の設定対象とすること	Ů		

以下は、独自性が強く、ノンカスタマイズで対応するのは 困難であるため標準仕様書に規定しない。ただし、共通的 に対応可能なものがあれば検討する。

- ・独自内容を個別にパラメタ等で設定すること
- ・独自に自動計算すること
- ・独自項目と他項目間の入力チェック など

〇帳票出力方法

帳票レイアウト(受給者証や決定通知書等)の<u>固定文言・編集・自由記</u>載の各欄に対して、固定文言や管理項目の印字が可能となる。

例)自由記載1:「〇〇市精神障害者通院医療費補助 負担者番号: △△△△△△△△]

編集1:有効期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

※ 文言マスタの設定は、機能ID:1.6.17.、1.6.18. を参照のこと

以下は、ノンカスタマイズで 対応するのは困難であるため 標準仕様書に規定しない。

- ・独自の帳票を出力すること
- ・独自の印字枠を追加すること など

